

佐賀県告示第 181 号

次の加入区において令和 3 年 9 月 10 日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、令和 7 年 9 月 9 日限り消滅した。

令和 7 年 9 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

加入区

大詫間加入区及び南川副加入区